

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

伊丹市

2 構造改革特別区域の名称

いたみ支えあい福祉まちづくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

伊丹市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 伊丹市の概況

本市は兵庫県の南東部の阪神地域にあり、神戸から約20km、大阪から約10kmの圏域に位置しており、大阪の衛星都市の一つと位置付けられている。面積は25.09km²、人口は平成19年4月1日現在で193,173人である。

本市における障害者手帳の所持者は表1のとおりであり、その数は年々増加の一途をたどっている。

表1 障害者手帳の所持者数

(平成19年4月1日現在)

| 人 口 | 身体障害者手帳 | 療育手帳 | 精神障害者保健福祉手帳 |
|----------|---------|------|-------------|
| 193,173人 | 5,857人 | 898人 | 614人 |

本市では障害者の日中活動系サービス・宿泊系サービスを実施している事業所が少ないため、市内でのサービスを利用している人も少ない。日中活動系サービスについては、身体障害者の事業所1ヶ所、知的障害者の事業所4ヶ所、精神障害者の事業所1ヶ所にとどまっている。宿泊のサービスについては、ほとんどないという現状である。そのため、市外のサービスを利用している人も少なくない。

(2) 伊丹市における障害者施策の現状と課題

本市では、すべての人が「住み慣れた地域で安全に安心して暮らせ、地域で支えあえるまちづくり」を目指し、今日までさまざまな分野にわたり障害者施策を積極的に推進してきた。

近年、ノーマライゼーションの理念が定着し、福祉制度や社会情勢も大きく変化している。本市では平成18年に第2次伊丹市障害者計画を策定し、「主体性・自律性を促進することによる共生社会の実現」を一つの理念として、障害のある人が社会的・精神的にも自らの考えに基づき行動し、自らの生活設計ができるように支援することによって、より主体的な共生福祉社会を目指そうと取り組みを行っている。この計画をふまえ、平成19年2月に策定した伊丹市障害福祉計画においては、さらに具体的な施策を挙げ、地域全体で障害のある人を支えるネットワークづくりを目標に、現在さまざまな取り組みを行おうとしているところである。

特に、障害のある人がより豊かな地域生活が送れるように、行政がおこなう福祉サービスとともに、地域における助け合いの体制やボランティア等が連携して効果的な地域ケアが提供できるような地域に埋もれている「福祉力」を掘り起こし、地域福祉力の推進を図るとともに、地域の中で障害のある人の自立支援の仕組みづくりに努めている。

具体的には、身近な相談支援システムの体制整備、地域生活への移行支援システムの構築、障害者就労支援の推進を重点施策としてあげている。

しかしながら現場においては、障害のある人が身近な地域の中で日中活動系サービスや宿泊系サービスを受けたいと希望していても、表2にあげているようにまだ施設整備が十分にできていないのが現状である。ここにあげている日中活動系事業所は、障害者自立支援法にもとづき、平成19年4月に旧法施設から生活介護・自立訓練に移行した事業所である。一つの事業所がいくつかの事業体系を選択しており、実際の事業所数としては(1)に述べたとおり少なく、利用できる人も限られている。また、近くに希望するサービス事業所がないため、自宅にひきこもらざるをえない人、定員がいっぱいで受け入れてくれる事業所が近づくことができず、遠方の事業所に行かざるを得ない人もいる。さらに、これらの事業所はどこも規模が大きく、そこになじめないという障害者の声も現場ではあがっている。参考までに、障害者自立支援法前からある旧体系の施設サービスにおける利用者数について表3に挙げている。

つまり、障害のある人一人ひとりのニーズに柔軟に対応ができていないのと同時に、より身近な地域で支えるとは言い難い状況にある。そのため、より多くの障害のある人のニーズに応えることができるよう、早急により積極的な取り組みや施設整備を行う必要があると考える。

表2 伊丹市内の日中活動系事業所及び短期入所系事業所の数
(平成19年4月1日現在)

| | | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 |
|----------|------------|-------|-------|-------|
| 日中活動系事業所 | 生活介護 | 1 | 3 | 0 |
| | 自立訓練(機能訓練) | 1 | 0 | 0 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 0 | 2 | 0 |
| 短期入所系事業所 | 短期入所(宿泊) | 3 | 2 | 1 |
| | 日中一時支援 | 0 | 2 | 0 |

表3 障害者自立支援法前の施設サービス利用者数 (単位：人)

| 施設サービス名 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 障害者デイサービス(身体) | 49 | 52 | 54 |
| 障害者デイサービス(知的) | 0 | 1 | 2 |
| 身体障害者通所授産施設 | 3 | 3 | 5 |
| 知的障害者通所更生施設 | 45 | 44 | 45 |
| 知的障害者通所授産施設 | 99 | 107 | 114 |
| 精神障害者通所授産施設 | 25 | 27 | 28 |

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、平成19年2月に策定した伊丹市障害福祉計画の重点施策の一つに「地域生活への移行支援システムの構築」を挙げている。それは、入所施設を一生にわたり生活する施設とするのではなく、本市に地域生活移行型支援施設を設け、施設に地域生活を想定した生活環境を用意し、自立に向けての支援に取り組もうとしているものである。

そして、施設での生活の後に地域生活に移行できる準備を進めるため、より身近な地域でサービスが受けられるよう、居住系・日中系・社会参加のサービスを充実させることを目指している。

その取り組みの一つとして、指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業が挙げられる。本計画の認定により、以下にあげるメリットが考えられる。

- (1) サービスの選択の幅を増やすことによって、障害のある人が住み慣れた地域で希望するサービスを受けることができ、より多くのニーズに対して柔軟な対応ができるとともに、障害のある人の自立支援にもつながると考えられる。
- (2) 規模が大きいかつ生活圏域外の場所まで通所しなければならない状況のため利用しにくいと感じていた利用者も、生活圏域内で小規模な家庭的雰囲気の中でサービスを利用することができる。
- (3) 障害のある人が身近な地域で生活することによって、付随されてくるのが地域住民の障害についての正しい理解である。障害のある人々が地域社会の中で生活していくということは、地域住民も障害についてより理解していき、お互いに共生し合うまちづくりの活性化にもつながる。これまで地域の中に埋もれている福祉力を掘り起こすためには、地域住民の協力と、より身近な地域で障害のある人を支えるサポート体制を市全体で整え、推進していくことが必要であると考え。また、高齢者と障害者とを区別せず、トータルな視点で支援を行うことによって、地域福祉力の推進を図ることができるとともに、障害のある人の地域における自立支援の推進につながると考える。

以上のような点において、本計画の認定は意義あるものだといえる。

6 構造改革特別区域計画の目標

上記にも述べたように、本市では障害福祉計画で「地域生活への移行支援システムの構築」を重点施策として掲げ、障害があっても住み慣れた地域の中であたりまえに安心して暮らせる地域生活の基盤整備を図っている。

現在、本市において施設入所している障害者数は平成17年10月現在で129人であり（身体障害者入所更生施設は除外する）、そのうち施設から地域へ移行させる障害者数を平成23年度までに50人にする目標を掲げている。また、日中活動系サービス利用者、短期入所利用者の目標値を表4・5に挙げている。

表4 日中活動系サービス利用者数の目標値 (単位：人分)

| 事業体系 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 生活介護 | 30 | 120 | 120 | 345 |
| 自立訓練(機能訓練) | 6 | 46 | 46 | 70 |
| 自立訓練(生活訓練) | | | | |

表5 短期入所利用者数の目標値 (単位：人日分/年)

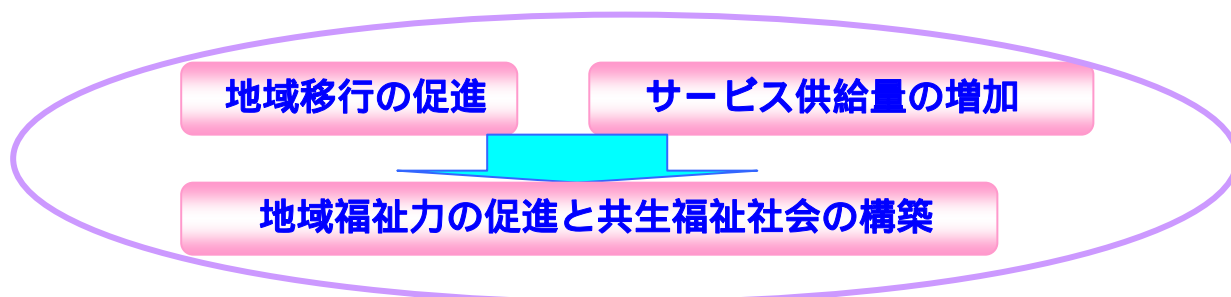
| 障害種別 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者 | 1,924 | 2,011 | 2,102 | 2,505 |
| 知的障害者 | 2,769 | 4,215 | 4,346 | 4,887 |
| 精神障害者 | 0 | 10 | 10 | 10 |
| 合計 | 4,693 | 6,236 | 6,458 | 7,402 |

その目標に向けて取り組まなければならないことの一つとして、小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業をあげる。施設を退所して住み慣れた地域で障害のある人が安全に安心して生活をしていくためには、まず地域での受け皿が必要になる。同時に施設の退所者だけでなく、在宅で生活している障害のある人も含めた多様なニーズに応えるためにも、サービスの選択の幅を広げる必要がある。言い換えれば、

自らが多様なサービスの中から自己選択・自己決定によって自らの生活を設計していくことができるために、まずより身近な場所で利用可能となるサービス事業所を拡大していくよう、施設整備をおこなっていくことが必要である。本計画の認定により、その施設整備を図ることができ、障害のある人の地域での自立を支援するとともに身近な地域で障害のある人を支えていく支援体制が図られると考える。

また、本計画の認定により、高齢者と障害者という枠を越えた共生福祉社会を構築し、新たな地域福祉力の推進を図っていくこと、支え合いでつくるまちづくりを実現することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果



(1) 地域移行の促進

入所施設からの地域移行の受け皿が増加し、地域移行の促進を図ることができる。同時に、住み慣れた地域で生活したいと望んでいる人のニーズにも応えることができ、障害のある人の地域での自立した支援を行うことができる。

(2) サービス供給量の増加

サービスの選択の幅を広げることで、障害のある人が自己選択・自己決定のもとに自らの生活設計を立てていくことができる。

現時点で指定小規模多機能型居宅介護事業所が計画区域内に2ヶ所設置されており、今回適用を受けることを想定している事業所はその内の1ヶ所である。その事業所で障害者数名の受け入れを予定している。

今後、指定小規模多機能型居宅介護事業所の増加とともに、障害者受け入れ事業所の増加も目指すことを課題とし、支援体制の整備を図っていく。

(3) 地域福祉力の促進と共生福祉社会の構築

障害のある人が身近な地域で生活しながら、高齢者との枠を越えて同じ事業所でサービスを利用することにより、障害のある人もない人も住み慣れた地域であたりまえの生活をするというノーマライゼーションの意識の向上と、その環境づくりにもつながる。

また、地域住民という一つの大切な社会資源を活用しながら、地域住民の障害に対する正しい理解と地域全体で障害のある人をサポートしていく体制をつくっていくことによって、地域福祉力の促進を図っていくとともに共生福祉社会を構築していくことができる。

8 特定事業の名称

9 3 4 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地域生活総合支援施設運営補助事業

自立支援法の指定を受けた施設等を利用する障害者に係る支援水準の向上及び個別支援の充実並びに施設の経営の安定を図ることを目的に、予算の範囲内において施設に小舎(ユニット)運営費助成事業、行動障害特別処遇事業、重複障害者特別処遇事業、地域移行個別支援計画作成処遇事業、通所サービス利用促進事業の補助を実施する。

(2) 地域移行相談支援員の設置事業

入所施設利用者の地域生活への移行に向けた指導・調整・アフターケア等の円滑な地域移行を支援するため、必要な専門的職員として地域生活総合支援施設に地域移行相談支援員を1名配置する。

(3) グループホーム等設置事業

入所施設から地域移行するための受け皿としてグループホーム等を整備するとともに、精神入院患者の退院の受け皿及び在宅障害者の自立生活への手段としてグループホーム等の整備を図る。

(4) 地域活動支援センター設置事業

障害者の日中活動の場・働く場として位置付けられてきた小規模作業所が、障害者自立支援法における地域活動支援センターに移行することで、活動の基盤を確立させ、障害者の日中活動の場などを確保する。

(5) 障害者相談支援事業

障害者自立支援法にもとづく地域生活支援事業における相談支援事業を実施することにより、障害者等や障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。本市では、総合相談窓口として地域生活支援センターと、各障害の個別相談の窓口として3ヶ所に相談支援事業を委託する。

(6) 地域生活支援センター運営事業

3障害の総合相談窓口として社会福祉協議会が運営する地域生活支援センターを設置し、各障害に対応したワーカーを配置し障害福祉サービス等の利用支援やその他生活面からの支援を行うとともに、障害者の就労に向けた支援を行う就労相談員及び職場開拓員を配置し、就労に向けた支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業

2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業の内容

本市において生活介護若しくは自立訓練事業を利用することが困難な障害者が、介護保険法の規定に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を登録定員及び利用定員の枠内で、かつ本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で利用できるようにし、その場合に障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

事業所の法人種別及び名称並びに住所

名称：医療法人社団 温新会 クリニック内藤

住所：伊丹市中野北3-8-14

指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：中野の郷ケアセンター

住所：伊丹市中野西2-207

(3) 障害児(者)関係施設から受ける技術的支援の概要

特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所と、指定相談支援事業所として市が委託している地域生活支援センター、障害者生活支援コーナー(身体障害者の相談支援事業所)、ウィズゆう(知的障害者の相談支援事業所)、いたみコミュニティケアセンター(精神障害者の相談支援事業所)とが連携し、定期的に連絡会議や事例検討会等を開催して障害者を支援するための必要な知識や技術を習得する。

計画区域内で障害者に対するサービスを提供している事業所の職員と特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員との情報交換や会議の場を設置することにより、障害者支援に必要な技術や方法を身につける。そのことにより、サービスの質の向上に努める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

伊丹市では、伊丹市障害福祉計画の主要重点施策として、次のことを提言している。「障害のある人がより豊かな地域生活が送れるように、行政がおこなう福祉サービスとともに、地域における助け合いの体制やボランティア等が連携して効果的な地域ケアが提供できるような地域に埋もれている『福祉力』を掘り起こし、地域福祉力の推進を図るとともに、地域の中で障害のある人の自立支援の仕組みづくりに努めている。」

しかし、本市では、障害のある人の日中生活や家族のレスパイト等を支えるサービスが数少なく、まだ十分に整っていないのが現状である。そこで、介護保険法にもとづく指定小規模多機能型居宅介護事業所にて、障害のある人が高齢者とともに地域に密着した小規模な家庭的雰囲気の中で日中活動や宿泊サービスを利用できることによ

って、より豊かな地域生活をおくる支援につながるとともに、お互いに共生し合うまちづくりの活性化につながると考える。

また、障害のある人々が地域社会の中で生活していくということは、地域住民が障害についてより理解することができるとともに、地域に埋もれている福祉力を掘り起こし、地域福祉力の推進を図っていくことができると思う。さらに、本計画の認定が地域の中で障害のある人の自立支援の仕組みをつくっていく上で極めて有効であると思う。

以上のことから、当該規制の特例措置により、指定小規模多機能型居宅介護で障害児（者）の受入事業を行うことは本市において必要であると思う。

(2) 要件適合性を認めた根拠

<中野の郷ケアセンター>

指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合計数がそれぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービスの利用定員 15人
- ・宿泊サービスの利用定員 9人

居間及び食堂の合計面積は、3m²に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ・基準上の必要面積 45m² (3m² × 15人)
- ・居間及び食堂の合計面積 77.33m²

一つの宿泊室の床面積は7.43m²以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43m²に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- ・個室の数 4室
- ・各個室の床面積 各室12.17m²
- ・個室以外の宿泊室の面積 60m²

指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

| | 介護従事者 | | うち看護職員 | | 介護支援専門員 | |
|-------------|-------|----|--------|----|---------|----|
| | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 常勤(人) | 6 | | 4 | | | 1 |
| 非常勤(人) | 5 | | 3 | | | |
| 常勤加算後の人数(人) | 9.4 | | | | | |
| 基準上の必要人数 | 4 | | 1 | | 1 | |
| 適否 | 適 | | 適 | | 適 | |